

第3 辞退率上昇・出席率低下の要因に関する分析

1 審理予定日数の増加傾向

(1) 審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係の分析

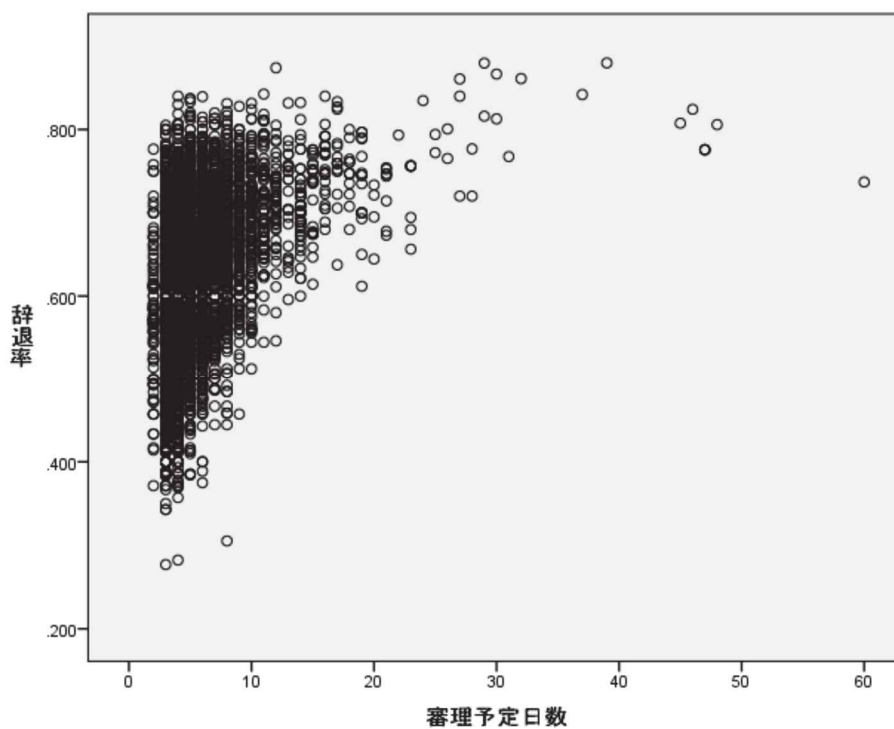
ア 全事件における相関関係の分析

まず、全事件における審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係を分析した(図表3-1～図表3-3)。

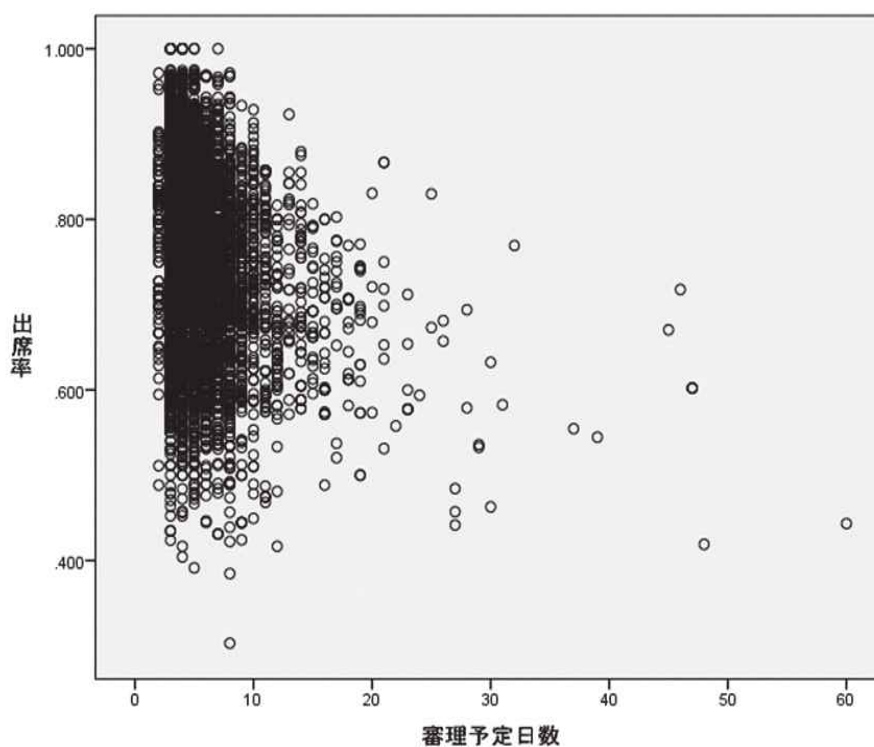
(ア) 辞退率については、弱い正の相関が認められた(相関係数 0.394)。

(イ) 出席率については、弱い負の相関が認められた(相関係数 -0.244)。

図表3-1 審理予定日数と辞退率の散布図



図表 3 - 2 審理予定日数と出席率の散布図



図表 3 - 3 審理予定日数と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.394**	-.244**
	有意確率	.000	.000
	度数	8444	8444

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

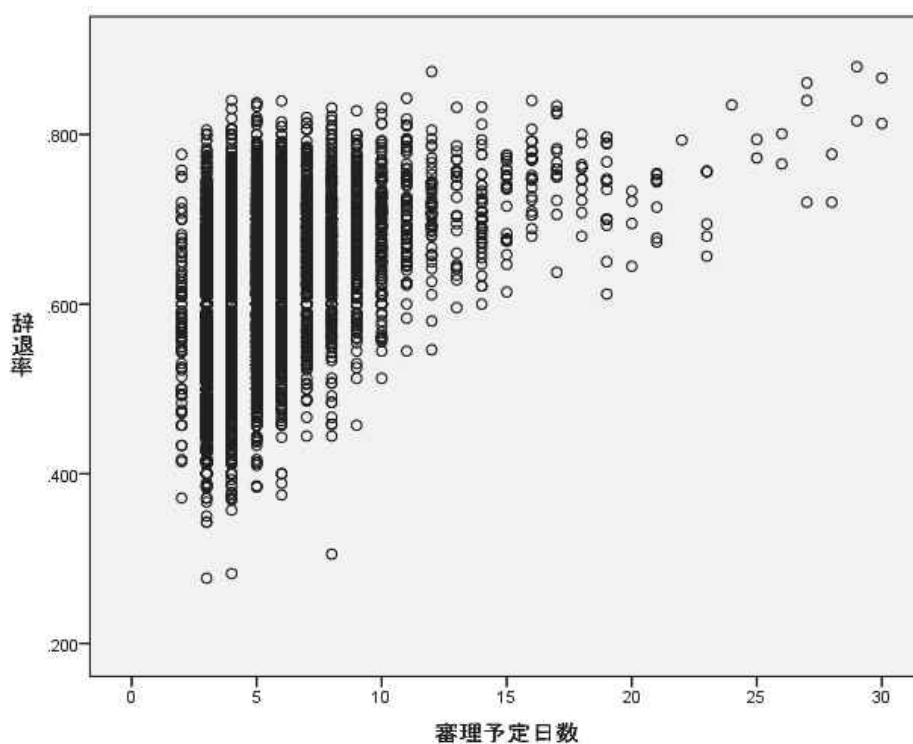
$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

イ 審理予定日数が30日以内の事件における相関関係の分析

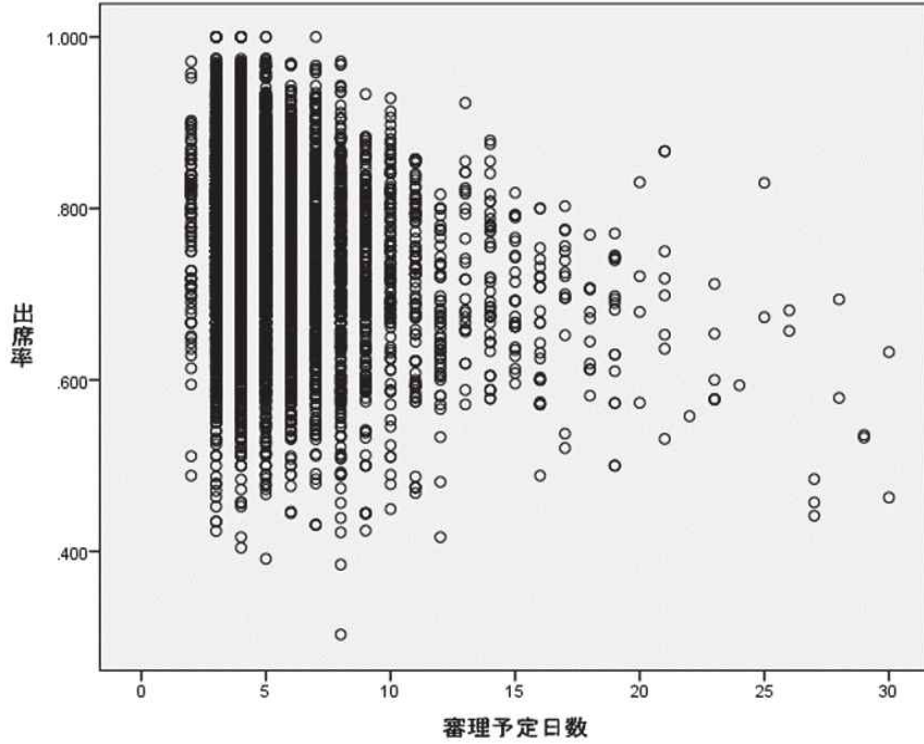
続いて、多くの事件の審理予定日数は1か月以内であり、それを超える期間を要する事件は例外的であることから、例外的な長期事件を除き、大多数の標準的な事件における相関関係を分析するため、審理予定日数が30日以内の事件について、審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係を分析した(図表3-4～図表3-6)。

- (ア) 辞退率については、中程度の正の相関が認められた(相関係数 0.406)。
- (イ) 出席率については、弱い負の相関が認められた(相関係数 -0.242)。

図表3-4 審理予定日数が30日以内の事件の審理予定日数と辞退率の散布図



図表 3 - 5 審理予定日数が 30 日以内の事件の審理予定日数と出席率の散布図



図表 3 - 6 審理予定日数が 30 日以内の事件の審理予定日数と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.406**	-.242**
	有意確率	.000	.000
	度数	8433	8433

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

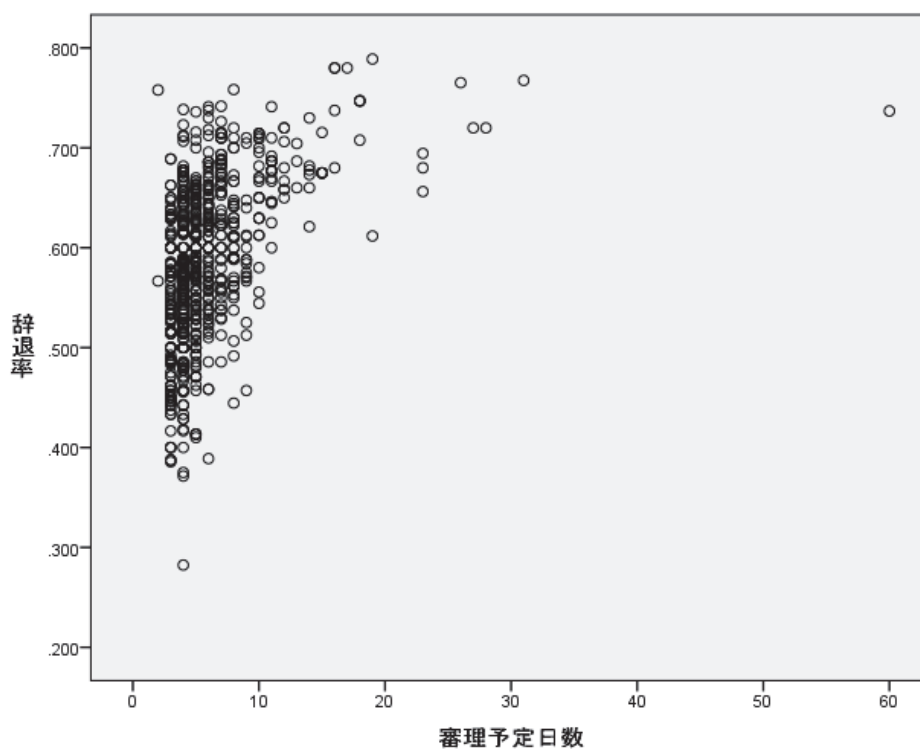
$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

ウ 東京地方裁判所本庁の事件における相関関係の分析

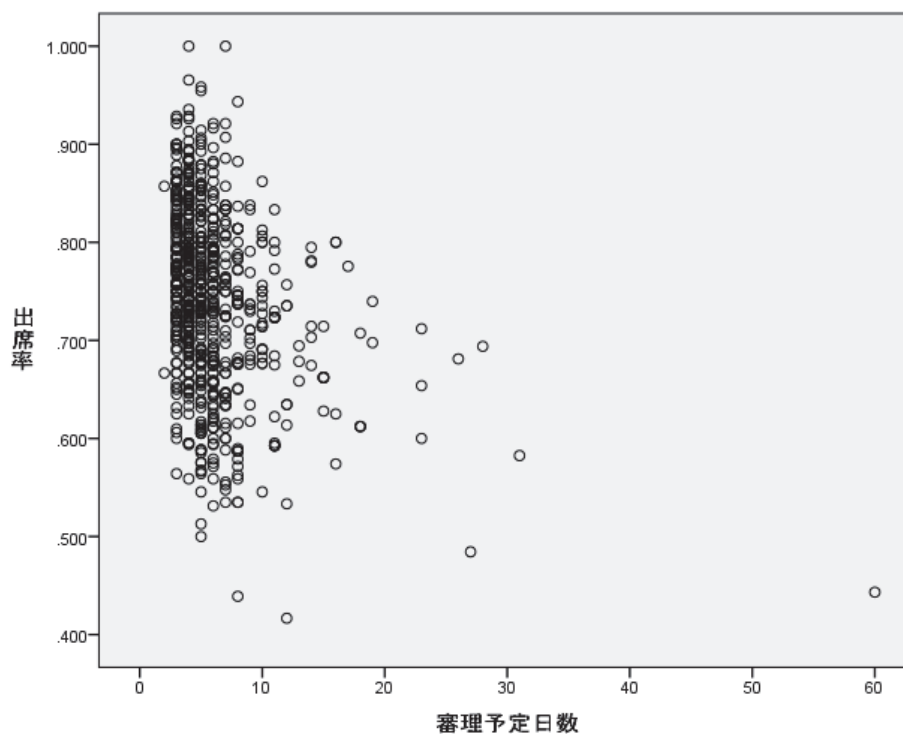
辞退率・出席率については，地理的条件等の庁ごとの特徴が影響している可能性が考えられることから，そのような要素を排除して審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係を把握するため，代表的な大規模庁である東京地方裁判所本庁の事件について，審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係を分析した（図表 3－7～図表 3－9）。

- (ア) 辞退率については，中程度の正の相関が認められた（相関係数 0.461）。
- (イ) 出席率については，弱い負の相関が認められた（相関係数 -0.310）。

図表 3－7 東京地裁本庁の事件の審理予定日数と辞退率の散布図



図表 3 - 8 東京地裁本庁の事件の審理予定日数と出席率の散布図



図表 3 - 9 東京地裁本庁の事件の審理予定日数と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.461**	-.310**
	有意確率	.000	.000
	度数	749	749

** .1%水準で有意な相関

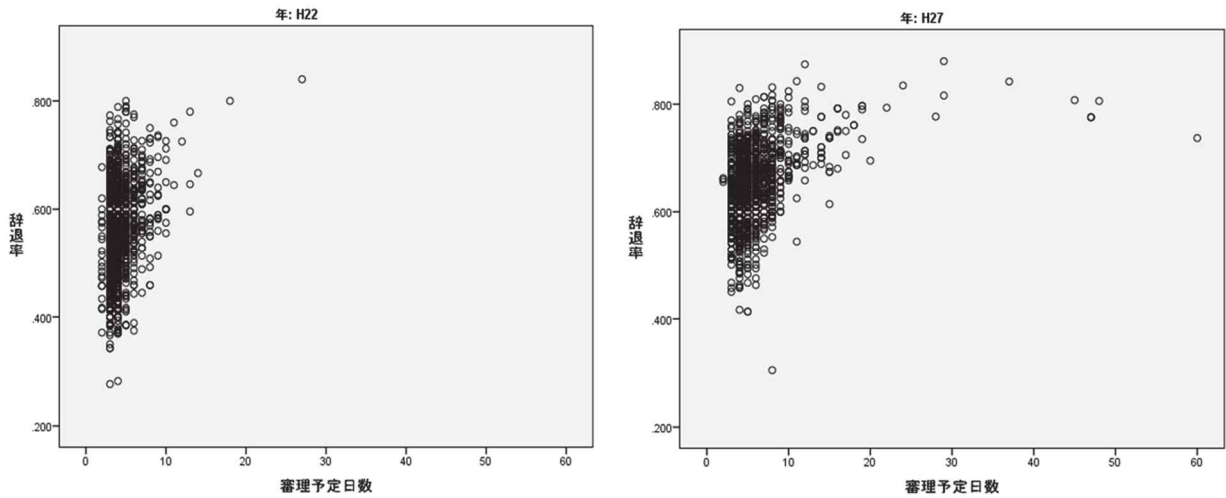
凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

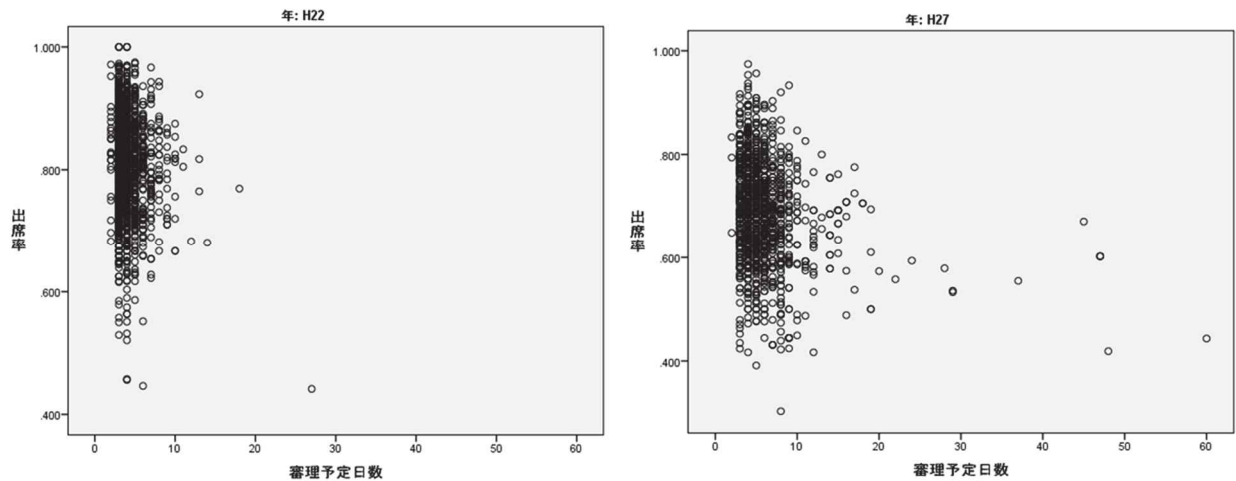
(2) 審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係の経年変化

次に、審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係の経年変化を見るため、初めて年間を通じて裁判員裁判が実施された平成22年と平成27年について、全事件の審理予定日数と辞退率・出席率の散布図及び相関係数を比較した（図表3-10～図表3-12）。

図表3-10 平成22年と平成27年の審理予定日数と辞退率の散布図



図表3-11 平成22年と平成27年の審理予定日数と出席率の散布図



図表 3 - 1 2 平成 2 2 年と平成 2 7 年の審理予定日数と辞退率・出席率との相関分析

< H22 >

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.302**	-.117**
	有意確率	.000	.000
	度数	1506	1506

** .1%水準で有意な相関

< H27 >

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.376**	-.217**
	有意確率	.000	.000
	度数	1182	1182

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

平成 2 2 年と平成 2 7 年の散布図を比べると、辞退率・出席率の両方とも、平成 2 2 年と平成 2 7 年とで大きな違いは見られない。相関係数を見ても、辞退率については、平成 2 2 年（相関係数 0.302）、平成 2 7 年（相関係数 0.376）ともに弱い正の相関、出席率については、平成 2 2 年（相関係数 -0.117）は、ほとんど相関がなく、平成 2 7 年（相関係数 -0.217）は、弱い負の相関であり、平成 2 7 年の方が若干相関の程度が強いものの、それほどの変化は認められない。

以上のとおり、審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係にはそれほどの経年変化は見られない。

(3) 選任手続期日から第1回公判期日までの期間と辞退率・出席率との相関関係の分析

選任手続期日当日に第1回公判期日を行う事件もあれば、日を空けてから第1回公判期日を行う事件もあるところ、選任手続期日から第1回公判期日までの期間の長短によって、辞退率・出席率に影響が出る可能性が考えられる。そこで、選任手続期日から第1回公判期日までの期間と辞退率・出席率との相関関係を分析した（図表3-13）。その結果、選任手続期日から第1回公判期日までの期間と辞退率・出席率との間には、ほとんど相関関係は見られなかった。

図表3-13 選任手続期日から第1回公判期日までの期間と辞退率・出席率との相関分析

	辞退率	出席率
期間(選任手続期日-第1回) Pearson の相関係数	.144**	-.113**
有意確率	.000	.000
度数	8133	8133

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

(4) 審理予定日数が同じ事件における審理期間の長短と辞退率・出席率との相関関係の分析

審理予定日数が同じ事件の中でも、連続して審理を行うか、土日を挟んだり、間に審理・評議のない日を入れるかどうかによって第1回公判期日から判決宣告期日までの期間が変わりうる。この期間の長短が辞退率・出席率に影響を与える可能性が考えられる。そこで、審理予定日数が同じ事件の中で、上記期間の長短と辞退率・出席率との相関関係を分析した（図表3-14）。

その結果、審理予定日数が同じ事件の中で第1回公判期日から判決宣告期日までの期間の長短と辞退率・出席率との間には、ほとんど相関関係は見られなかった。

図表3-14 第1回公判期日から判決宣告期日までの期間と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
期間(第1回-判決宣告)	Pearson の相関係数	.077**	-.077**
	有意確率	.000	.000
	度数	8444	8444

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

(5) アンケート調査結果の分析

審理予定日数と裁判員裁判への参加可能性との相関関係を分析するため、今回実施したアンケート調査結果のうち、日を連続して審理する場合の裁判員裁判への最大参加可能日数を尋ねる質問（【問9】）に対する回答結果（図表3-15）を分析する。

回答者は最大参加可能日数以下の日数について参加可能であるとする（例えば、最大参加可能日数が「5日」であると回答した方は、「3日」や「4日」の裁判員裁判にも参加可能であるとする。）と、例えば、審理期間が3日間の場合、74.9%（「3日以内」～「15日以上」の回答者割合の合計）が参加可能であり、審理期間が5日間の場合、20.8%（「5日」～「15日以上」の回答者割合の合計）が参加可能であり、審理期間が7日間の場合、11.1%（「7日」～「15日以上」の回答者割合の合計）が参加可能となっている。このように、審理期間が増えるほど参加可能と回答した者の割合は減少する傾向が見られる。

図表3-15 日を連続して審理する場合の裁判員裁判への最大参加可能日数

【問9】裁判員裁判では、事件の内容にもよりますが、日を連続して審理を行う場合と、間に審理を入れない日（休廷日）を設ける場合（週に3～4日ずつの審理）があります。日を連続して審理する場合、最大何日間まで参加することが可能ですか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
3日以内	2,475	49.5
4日	228	4.6
5日	423	8.5
6日	61	1.2
7日	180	3.6
8日～10日	67	1.3
11日～14日	24	0.5
15日以上	283	5.7
1日も参加できない	1,259	25.2

2 雇用情勢の変化

(1) 辞退事由の変化の分析

ア 辞退率との関係の分析

まず、辞退率との相関関係を分析するため、全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を見ると（図表3-16）、後述するように（3(1)ア）、「裁判員法16条1号ないし7号」を理由とする辞退者数（表中の「その他」）との相関が最も強い（相関係数0.910）。しかし、これと同程度に、「事業における重要用務」（裁判員法16条8号ハ）を理由とする辞退者数との相関も強い（2番目に強い）ことが認められる（相関係数0.901）。ここからは、「事業における重要用務」を理由とする辞退者の増加が全体の辞退者数を押し上げる傾向、すなわち、「事業における重要用務」を理由とする辞退者の増加が辞退率の上昇につながっていることが統計上うかがえた。

図表 3 - 1 6 全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関分析

	疾病	介護	事業	社会	1号(妊娠中)
辞退が認められた裁判員候補者の総数	Pearson の相関係数 .721**	.734**	.901**	.366**	.121**
	有意確率 .000	.000	.000	.000	.000
	度数 8444	8444	8444	8444	8444
	2号(介護・養育)	3号(配偶者等の付添)	4号(出産付添)	5号(遠隔地)	6号(精神・経済)
	Pearson の相関係数 .349**	.295**	.104**	.532**	.470**
	有意確率 .000	.000	.000	.000	.000
	度数 8444	8444	8444	8444	8444
	その他				
	Pearson の相関係数 .910**				
	有意確率 .000				
	度数 8444				

** .1%水準で有意な相関

※ 相関表中の記載と各辞退事由との対応関係は下表のとおり

相関表中の記載	辞退事由
疾病	疾病傷害（裁判員法 1 6 条 8 号イ）
介護	介護養育（裁判員法 1 6 条 8 号ロ）
事業	事業における重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ハ）
社会	社会生活上の重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ニ）
1号(妊娠中)	妊娠中又は産後 8 週以内（辞退政令 1 号）
2号(介護・養育)	裁判員法 1 6 条 8 号ロ以外の介護養育（辞退政令 2 号）
3号(配偶者等の付添)	親族等の同居人の入院等の付添い（辞退政令 3 号）
4号(出産付添)	出産等への立会い等（辞退政令 4 号）
5号(遠隔地)	遠隔地（辞退政令 5 号）
6号(精神・経済)	その他精神上又は経済上の不利益（辞退政令 6 号）
その他	裁判員法 1 6 条 1 号～ 7 号の辞退（7 0 歳以上，学生等）

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

イ 出席率との関係の分析

続いて、出席率との相関関係を分析するため、選任手続期日に出席した裁判員候補者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を見ると（図表 3－17）、いずれの辞退事由についても、ほとんど相関関係は見られなかった。

図表 3 - 1 7 選任手続期日に出席した裁判員候補者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関分析

		疾病	介護	事業	社会	1号(妊娠中)
選任手続期日の出席者数	Pearson の相関係数	-.037**	-.040**	-.072**	-.010	.022*
	有意確率	.002	.001	.000	.392	.041
	度数	8444	8444	8444	8444	8444
		2号(介護・養育)	3号(配偶者等の付添)	4号(出産付添)	5号(遠隔地)	6号(精神・経済)
	Pearson の相関係数	-.041**	-.020	-.007	-.038**	-.027*
	有意確率	.000	.077	.545	.001	.019
	度数	8444	8444	8444	8444	8444
		その他				
	Pearson の相関係数	-.049**				
	有意確率	.000				
	度数	8444				

** . 1%水準で有意な相関

* . 5%水準で有意な相関

※ 相関表中の記載と各辞退事由との対応関係は下表のとおり

相関表中の記載	辞退事由
疾病	疾病傷害（裁判員法 1 6 条 8 号イ）
介護	介護養育（裁判員法 1 6 条 8 号ロ）
事業	事業における重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ハ）
社会	社会生活上の重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ニ）
1号（妊娠中）	妊娠中又は産後 8 週以内（辞退政令 1 号）
2号（介護・養育）	裁判員法 1 6 条 8 号ロ以外の介護養育（辞退政令 2 号）
3号（配偶者等の付添）	親族等の同居人の入院等の付添い（辞退政令 3 号）
4号（出産付添）	出産等への立会い等（辞退政令 4 号）
5号（遠隔地）	遠隔地（辞退政令 5 号）
6号（精神・経済）	その他精神上又は経済上の不利益（辞退政令 6 号）
その他	裁判員法 1 6 条 1 号～ 7 号の辞退（7 0 歳以上，学生等）

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

(2) マクロ指標データの分析

社会情勢の変化と辞退率・出席率との相関関係を分析するため、平成21年から平成27年までのマクロ指標データ（社会・経済状況を表す各種の統計資料）と辞退率・出席率との相関関係を分析したところ、図表3-18に挙げた指標で強い相関が見られた。このうち、辞退率・出席率のいずれについても相関係数が0.9以上となった次の指標について分析を試みる。

- ・ 完全失業率
- ・ 出生率
- ・ 死亡率
- ・ 自殺者数
- ・ 年少人口
- ・ 生産年齢人口
- ・ 老年人口（65歳以上）
- ・ 老年人口（65歳以上のうち、75歳以上）
- ・ 非正規の職員・従業員
- ・ 犯罪の認知件数

図表3-18 マクロ指標データと辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
完全失業率（%）	Pearson の相関係数	-.978**	.976**
出生率（人口千対）	Pearson の相関係数	-.974**	.953**
合計特殊出生率	Pearson の相関係数	.883**	-.962**
死亡率（人口千対）	Pearson の相関係数	.935**	-.944**
自殺者数	Pearson の相関係数	-.961**	.984**
年少人口（0～14歳）	Pearson の相関係数	-.922**	.989**
生産年齢人口（15～64歳）	Pearson の相関係数	-.914**	.967**
老年人口（65歳以上）	Pearson の相関係数	.932**	-.976**
老年人口（65歳以上のうち、75歳以上）	Pearson の相関係数	.975**	-.990**
雇用者（役員を除く）総計（万人）	Pearson の相関係数	.877**	-.964**
正規の職員・従業員（万人）	Pearson の相関係数	-.958**	.896**
非正規の職員・従業員（万人）	Pearson の相関係数	.948**	-.972**
犯罪の認知件数	Pearson の相関係数	-.963**	.997**
年間平均収入（千円）	Pearson の相関係数	.784*	-.827*
有給休暇1人平均付与日数	Pearson の相関係数	.887**	-.830*
（参考）有給休暇1人平均取得日数	Pearson の相関係数	.709	-.638
総実労働時間数（時間）（5人以上・一般労働者）	Pearson の相関係数	.773*	-.788*
実質賃金指数（現金給与総額）（5人以上・一般労働者）	Pearson の相関係数	-.732	.820*

**：1%水準で有意な相関

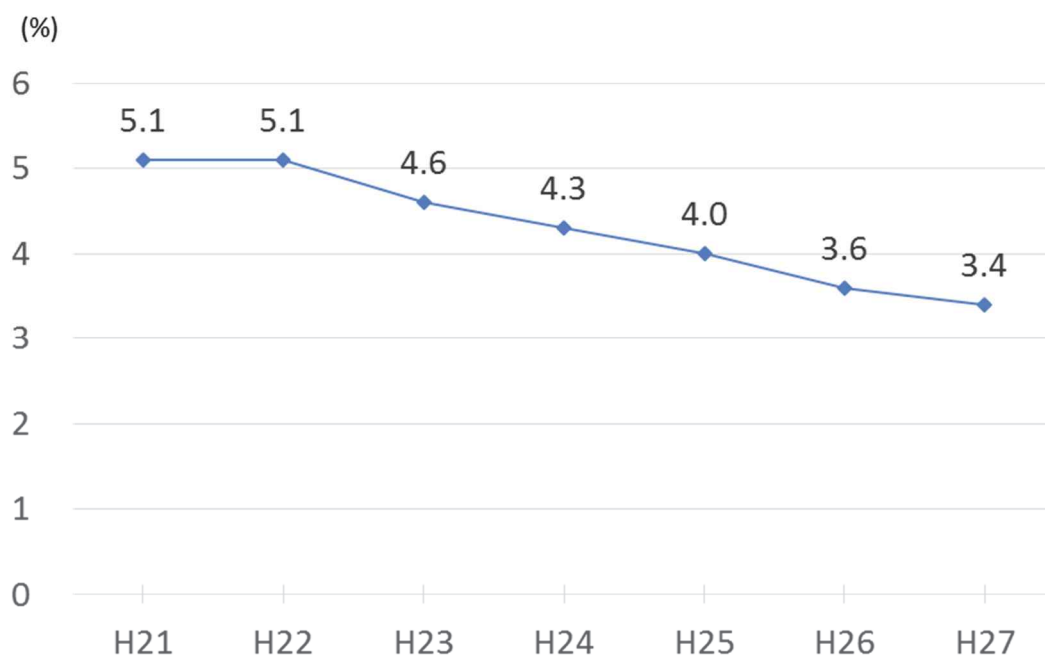
*：5%水準で有意な相関

出典：巻末資料編参照

ア 「完全失業率」・「非正規の職員・従業員」

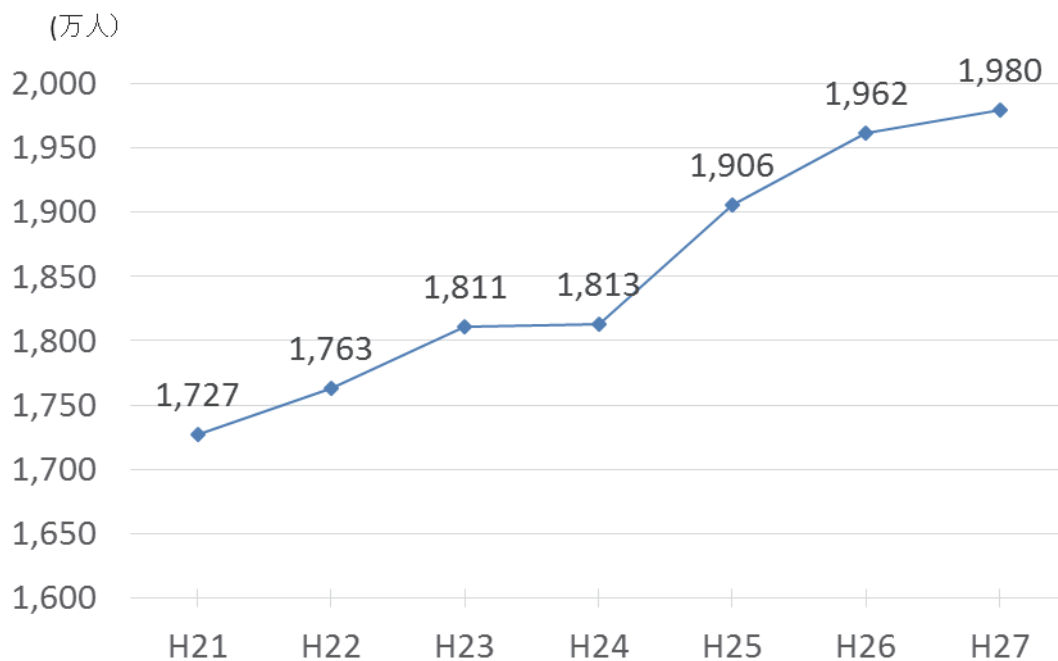
図表3-19及び図表3-20のとおり，完全失業率は減少傾向にあり，非正規の職員・従業員数は増加傾向にある。そして，辞退率との関係で，完全失業率と負の相関，非正規の職員・従業員数と正の相関が見られたことは，人手不足からくる繁忙度の増加や非正規雇用の増加等の雇用情勢の変化が辞退率上昇に寄与している可能性をうかがわせるものである。また，これらの指標は，出席率とも強い相関を示しており，人手不足，非正規雇用の増加等の雇用情勢の変化が出席率低下に寄与している可能性をうかがわせる。

図表3-19 完全失業率の推移（％）



出典：総務省統計局「労働力調査」

図表 3 - 2 0 非正規の職員・従業員の推移（万人）



出典：総務省統計局「労働力調査」

イ 「老年人口」・「生産年齢人口」

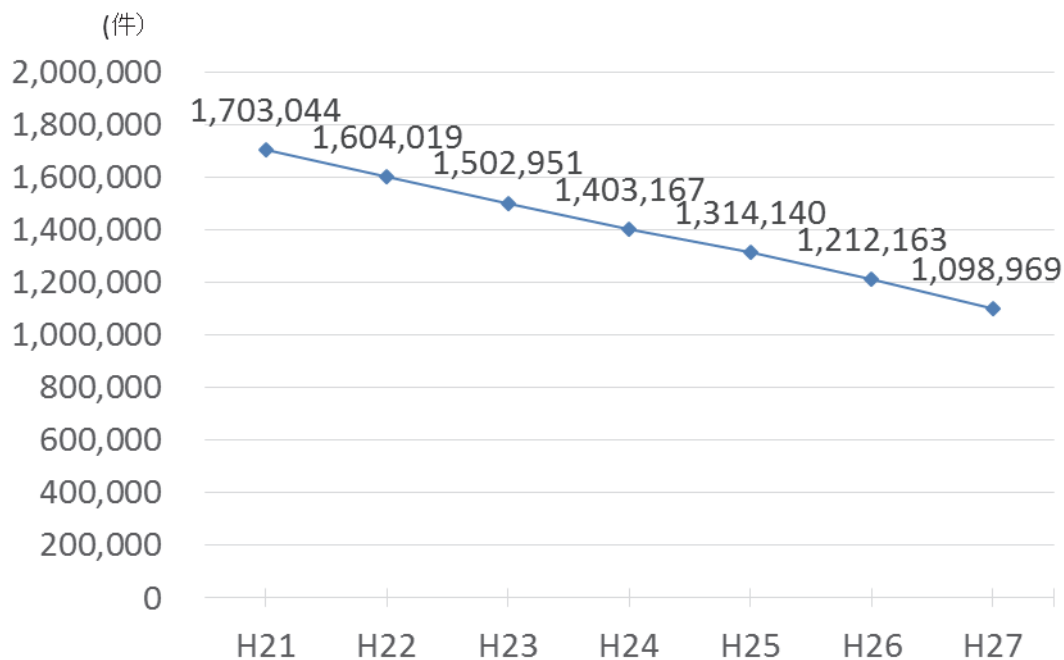
これらについては、後記 3 の高齢化の進展の仮説の分析において検証する。

ウ その他の指標（「犯罪認知件数」・「出生率」・「死亡率」・「自殺者数」・「年少人口」） について

雇用情勢の変化とは関係しないが、そのほかの辞退率・出席率のいずれについても相関係数が0.9以上となった指標についても、便宜上ここで検討を加えることとする。

まず、犯罪認知件数については、図表3-21のとおり、減少傾向にあるところ、犯罪認知件数と辞退率・出席率との相関関係については、仮説として、犯罪認知件数が減少したことにより、体感治安が改善し、結果として刑事裁判に関する国民の関心の低下につながり、ひいては裁判員裁判に対する国民の関心の低下を招いているというものが考えられる。

図表3-21 犯罪認知件数の推移（件）



出典：警察庁「平成26，27年の犯罪情勢」

しかし、今回実施したアンケート調査における体感治安の変化を尋ねる質問（【問13】）に対する回答を見ると、図表3-22のとおり、体感治安については「どちらともいえない」と回答した割合が最も多く、「良くなっている」・「やや良くなっている」と回答した割合よりも、「やや悪化している」「悪化している」と回答した割合の方が多かった。犯罪認知件数が減っているにもかかわらず、体感治安が悪化しているという結果となっており、前記仮説を裏付ける結果は得られなかった。

図表3-22 体感治安の変化

【問13】5年前と比べて、治安はどのようになっていると感じますか。

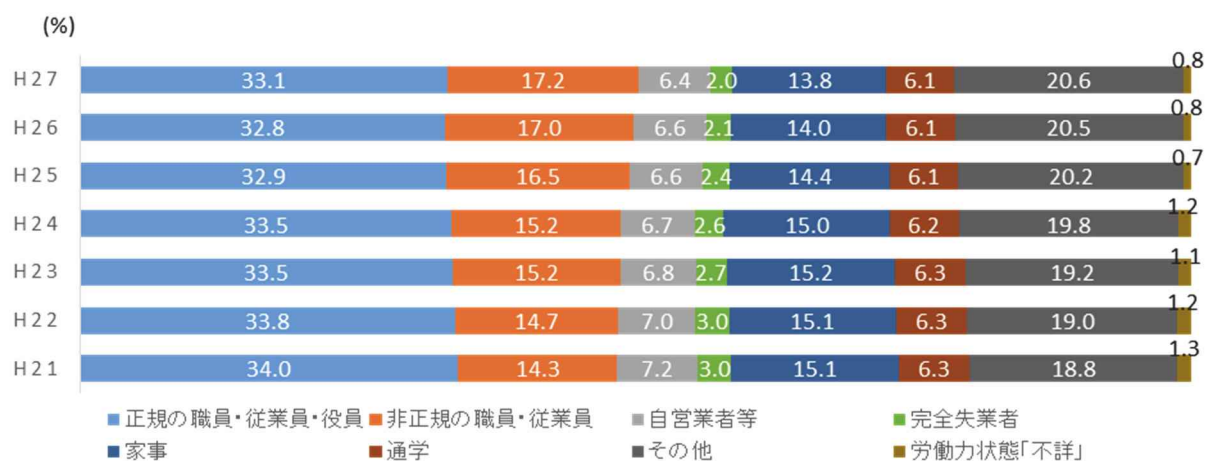
	n	%
全 体	5,000	100.0
良くなっている	125	2.5
やや良くなっている	359	7.2
どちらともいえない	2,754	55.1
やや悪化している	1,251	25.0
悪化している	511	10.2

そのほかの「出生率」・「死亡率」・「自殺者数」・「年少人口」については、相関関係は見られるものの、辞退率・出席率の変化との因果関係を説明し得る仮説を設定することが難しいので、分析の対象としない。

(3) 人口構成割合の推移の分析

続いて、平成21年から平成27年の雇用形態別推移を見ると(図表3-23)、「完全失業者」の割合が減少傾向にあることや、「非正規の職員・従業員」の割合が増加傾向にあることが分かる。このように、人口構成割合の面からも、人手不足からくる繁忙度の増加や非正規雇用者の増加等の雇用情勢の変化がうかがえる。

図表3-23 労働力調査 雇用形態別推移(%)



出典：総務省統計局「労働力調査」

(4) アンケート調査結果の分析

ア 職業別の参加意欲・参加可能性の分析

雇用形態と裁判員裁判への参加意欲・参加可能性との相関関係を分析するため、裁判員裁判への参加意欲【問4】及び参加可能性【問6】に関する質問についてのアンケート調査結果を、職業別【問14】にクロス集計した（図表3-24及び図表3-25）。

その結果、参加意欲・参加可能性のいずれについても、「正規の職員・従業員」や「会社役員」よりも、「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト」の方が、「参加したい」「参加してもよい」（参加意欲）、「参加する」「参加できる可能性が高い」（参加可能性）と回答した割合がやや少ない傾向が見られた。この結果は、正規雇用者等よりも非正規雇用者の方が、参加することが難しいことをうかがわせるものである。

図表3-24 職業別の裁判員裁判への参加意欲

【問4】 個人の気持ちとして、裁判員裁判に参加したいと思いますか。（横軸）

【問14】 あなたの職業、お立場等を教えてください。（縦軸）

	全体 (n)	参加した い	参加して もよい	どちらと もいえな い	あまり参 加したく ない	参加した くない
全 体	5,000	8.0%	16.4%	17.9%	22.7%	34.9%
正規の職員・従業員	1,989	11.4%	20.4%	19.5%	20.0%	28.8%
労働者派遣事業所 の派遣社員	102	5.9%	18.6%	19.6%	22.5%	33.3%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社 員を含む。)	924	5.1%	13.5%	17.0%	26.6%	37.8%
会社役員	118	13.6%	16.9%	22.9%	12.7%	33.9%
自営業・自由業	435	6.0%	15.4%	17.5%	22.1%	39.1%
家事	718	3.8%	12.0%	17.4%	27.0%	39.8%
通学	102	16.7%	20.6%	13.7%	20.6%	28.4%
無職	569	5.8%	12.5%	14.1%	23.0%	44.6%
その他	43	7.0%	14.0%	25.6%	27.9%	25.6%

凡例 : 行（横方向）の最大値 : 行（横方向）で2番目に大きい値

図表 3 - 2 5 職業別の裁判員裁判への参加可能性

【問 6】 実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。（横軸）

【問 1 4】 あなたの職業、お立場等を教えてください。（縦軸）

	全体 (n)	参加する	参加できる可能性が高い	どちらともいえない	参加できない可能性が高い	参加できない
全 体	5,000	12.6%	22.1%	29.4%	17.0%	18.8%
正規の職員・従業員	1,989	16.1%	24.1%	29.2%	15.8%	14.8%
労働者派遣事業所の派遣社員	102	9.8%	24.5%	31.4%	20.6%	13.7%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社員を含む。)	924	9.5%	20.0%	31.5%	18.6%	20.3%
会社役員	118	23.7%	18.6%	22.9%	14.4%	20.3%
自営業・自由業	435	11.3%	21.8%	25.1%	15.6%	26.2%
家事	718	7.4%	20.8%	31.3%	19.9%	20.6%
通学	102	12.7%	24.5%	30.4%	19.6%	12.7%
無職	569	11.2%	21.1%	28.5%	15.5%	23.7%
その他	43	16.3%	16.3%	30.2%	18.6%	18.6%

凡例 : 行（横方向）の最大値 : 行（横方向）で 2 番目に大きい値

イ 主観的な忙しさの変化と参加意欲・参加可能性との関係の分析

また、繁忙度の増加と辞退率・出席率との相関関係を分析するため、主観的な忙しさの変化について尋ねる質問（【問20】）と裁判员裁判への参加意欲【問4】及び参加可能性【問6】のクロス集計を実施した（図表3-26及び図表3-27）。

その結果、参加意欲・参加可能性のいずれについても、主観的な忙しさの変化との間に、一定の関係性は見られなかった。

図表3-26 主観的な忙しさの変化と裁判员裁判への参加意欲

【問4】 個人の気持ちとして、裁判员裁判に参加したいと思いますか。（横軸）

【問20】 忙しさの変化について、お伺いします。5年前と比べて、一日の仕事（家事）時間（実労働時間）は長くなりましたか。（縦軸）

	全体 (n)	参加した い	参加して もよい	どちらと もいえな い	あまり参 加したく ない	参加した くない
全 体	4,286	8.1%	16.8%	18.5%	22.7%	33.9%
かなり長くなった	497	10.1%	12.3%	12.7%	23.1%	41.9%
やや長くなった	743	8.7%	19.7%	19.9%	23.1%	28.5%
あまり変わらない	1,963	7.3%	15.5%	20.3%	21.3%	35.6%
やや短くなった	543	7.0%	20.8%	16.0%	26.9%	29.3%
かなり短くなった	324	11.4%	15.1%	16.4%	21.6%	35.5%
5年前は仕事（家事） をしていなかった	216	6.9%	22.2%	19.9%	23.1%	27.8%

凡例  : 行（横方向）の最大値  : 行（横方向）で2番目に大きい値

図表 3-27 主観的な忙しさの変化と裁判員裁判への参加可能性

【問 6】 実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。（横軸）

【問 20】 忙しさの変化について、お伺いします。5年前と比べて、一日の仕事（家事）時間（実労働時間）は長くなりましたか。（縦軸）

	全体 (n)	参加する	参加できる可能性が高い	どちらともいえない	参加できない可能性が高い	参加できない
全 体	4,286	12.8%	22.3%	29.5%	17.1%	18.3%
かなり長くなった	497	13.1%	16.7%	21.7%	21.9%	26.6%
やや長くなった	743	13.5%	20.2%	31.8%	19.1%	15.5%
あまり変わらない	1,963	11.8%	22.9%	30.5%	15.6%	19.2%
やや短くなった	543	13.4%	26.3%	30.9%	17.7%	11.6%
かなり短くなった	324	17.6%	22.2%	27.8%	13.6%	18.8%
5年前は仕事（家事）をしていなかった	216	10.2%	26.4%	30.1%	17.1%	16.2%

凡例  : 行（横方向）の最大値  : 行（横方向）で2番目に大きい値

3 高齢化の進展

(1) 辞退事由の変化の分析

ア 辞退率との関係の分析

前記 2 (1)アと同様に、辞退率との相関関係を分析するため、全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を見ると（図表 3-28）、「裁判員法 16 条 1 号ないし 7 号」を理由とする辞退者数（表中の「その他」）との相関係数が 0.910 と最も高く、強い相関が認められ、同事由を理由とする辞退者の増加が辞退率の上昇につながっていることが統計上うかがえた。

図表 3 - 2 8 全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関分析（図表 3 - 1 6 再掲）

	疾病	介護	事業	社会	1号(妊娠中)
辞退が認められた裁判員候補者の総数	Pearson の相関係数 .721**	.734**	.901**	.366**	.121**
	有意確率 .000	.000	.000	.000	.000
	度数 8444	8444	8444	8444	8444
	2号(介護・養育) 3号(配偶者等の付添) 4号(出産付添) 5号(遠隔地) 6号(精神・経済)				
	Pearson の相関係数 .349**	.295**	.104**	.532**	.470**
	有意確率 .000	.000	.000	.000	.000
	度数 8444	8444	8444	8444	8444
	その他				
	Pearson の相関係数 .910**				
	有意確率 .000				
	度数 8444				

** .1%水準で有意な相関

※ 相関表中の記載と各辞退事由との対応関係は下表のとおり

相関表中の記載	辞退事由
疾病	疾病傷害（裁判員法 1 6 条 8 号イ）
介護	介護養育（裁判員法 1 6 条 8 号ロ）
事業	事業における重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ハ）
社会	社会生活上の重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ニ）
1号（妊娠中）	妊娠中又は産後 8 週以内（辞退政令 1 号）
2号（介護・養育）	裁判員法 1 6 条 8 号ロ以外の介護養育（辞退政令 2 号）
3号（配偶者等の付添）	親族等の同居人の入院等の付添い（辞退政令 3 号）
4号（出産付添）	出産等への立会い等（辞退政令 4 号）
5号（遠隔地）	遠隔地（辞退政令 5 号）
6号（精神・経済）	その他精神上又は経済上の不利益（辞退政令 6 号）
その他	裁判員法 1 6 条 1 号～7 号の辞退（7 0 歳以上，学生等）

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

イ 出席率との関係の分析

続いて、出席率との相関関係を分析するため、選任手続期日に出席した裁判員候補者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を見ると（図表 3－29）、いずれの辞退事由についても、ほとんど相関関係は見られなかった。

図表 3 - 2 9 選任手続期日に出席した裁判員候補者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関分析（図表 3 - 1 7 再掲）

		疾病	介護	事業	社会	1号(妊娠中)
選任手続期日の出席者数	Pearson の相関係数	-.037**	-.040**	-.072**	-.010	.022*
	有意確率	.002	.001	.000	.392	.041
	度数	8444	8444	8444	8444	8444

		2号(介護・養育)	3号(配偶者等の付添)	4号(出産付添)	5号(遠隔地)	6号(精神・経済)
	Pearson の相関係数	-.041**	-.020	-.007	-.038**	-.027*
	有意確率	.000	.077	.545	.001	.019
	度数	8444	8444	8444	8444	8444

		その他
	Pearson の相関係数	-.049**
	有意確率	.000
	度数	8444

** . 1%水準で有意な相関

* . 5%水準で有意な相関

※ 相関表中の記載と各辞退事由との対応関係は下表のとおり

相関表中の記載	辞退事由
疾病	疾病傷害（裁判員法 1 6 条 8 号イ）
介護	介護養育（裁判員法 1 6 条 8 号ロ）
事業	事業における重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ハ）
社会	社会生活上の重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ニ）
1号(妊娠中)	妊娠中又は産後 8 週以内（辞退政令 1 号）
2号(介護・養育)	裁判員法 1 6 条 8 号ロ以外の介護養育（辞退政令 2 号）
3号(配偶者等の付添)	親族等の同居人の入院等の付添い（辞退政令 3 号）
4号(出産付添)	出産等への立会い等（辞退政令 4 号）
5号(遠隔地)	遠隔地（辞退政令 5 号）
6号(精神・経済)	その他精神上又は経済上の不利益（辞退政令 6 号）
その他	裁判員法 1 6 条 1 号～ 7 号の辞退（7 0 歳以上，学生等）

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

(2) 名簿記載者に占める「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退申出者(調査票段階)の割合の推移の分析

前記(1)のとおり、全辞退者数と「裁判員法16条1号ないし7号」を理由とする辞退者数との相関関係が認められたところであり、同条1号ないし7号の各辞退事由の内容からして、そのかなりの部分が「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退者であると推測されるものの、「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退者数については、統計がなく、把握されていない。また、名簿記載者に占める70歳以上の者の割合も統計がなく、把握されていない。

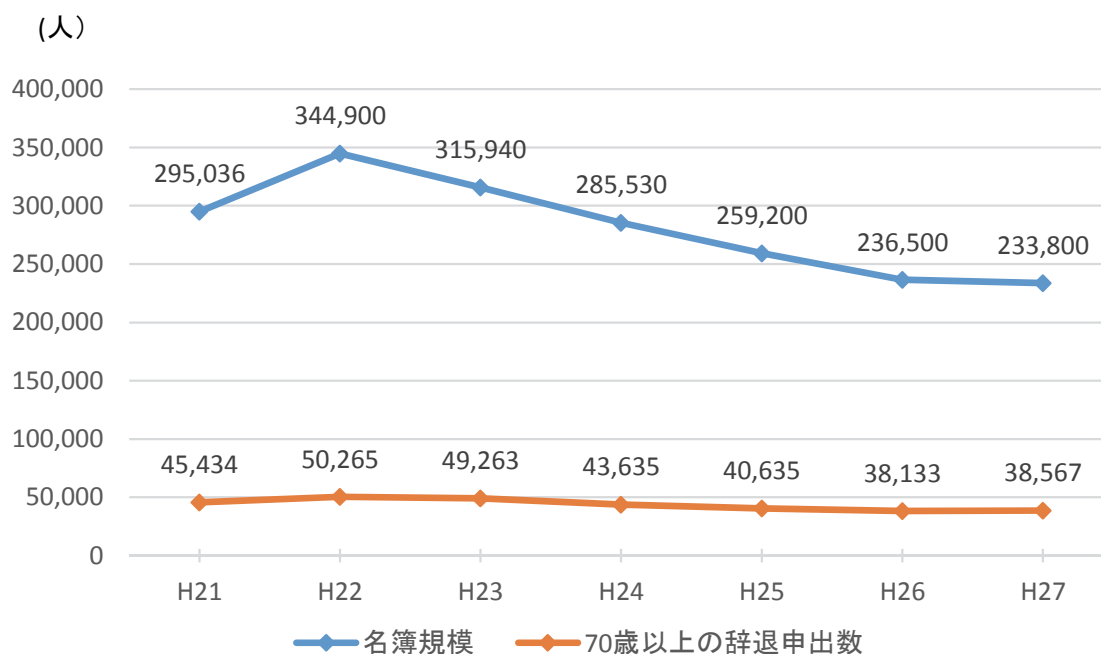
もっとも、毎年「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」の発送日である11月中旬頃から12月上旬頃までに返送された調査票における辞退申出者数については、最高裁判所において取りまとめており、そこでは辞退事由ごとの辞退申出者数を把握することができる。

そこで、名簿規模と調査票段階における「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退申出者数の推移を分析することにより、高齢化の進展と辞退率との関係を分析する。

ア 名簿規模の推移と調査票段階における「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退申出者数の推移の比較

図表3-30のとおり、名簿規模の推移と調査票段階における70歳以上を理由とする辞退申出者数の推移を比較すると、名簿規模は平成22年以降、大幅に減少しているにもかかわらず、「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退申出者数は、名簿規模と比較すると緩やかな減少にとどまっており、名簿記載者に占める70歳以上の者の割合が高まっていることがうかがえる。

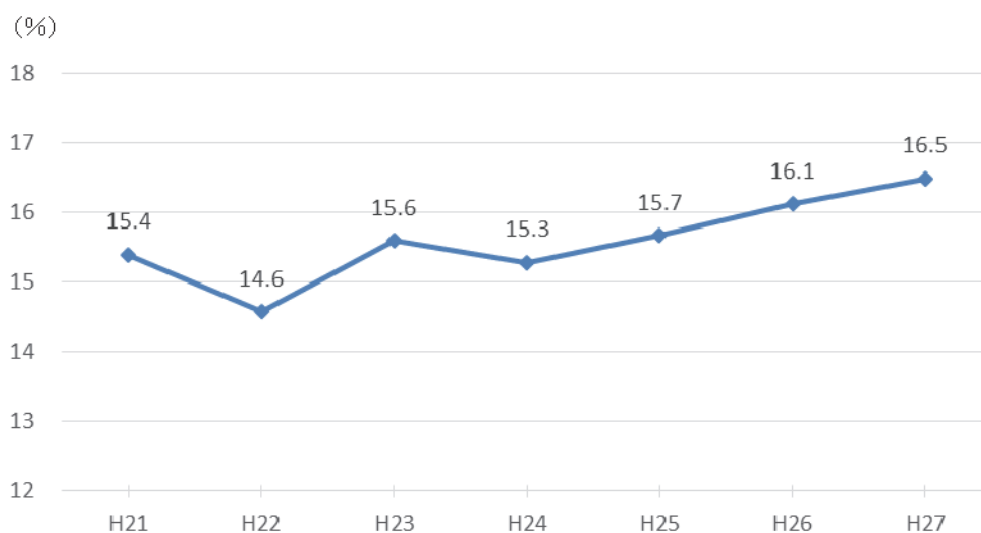
図表3-30 名簿規模の推移と調査票段階における70歳以上を理由とする辞退申出者数の推移(人)



イ 名簿記載者に占める「裁判員法 16 条 1 号」(70 歳以上)を理由とする辞退申出者(調査票段階)の割合の推移

そこで、名簿記載者に占める「裁判員法 16 条 1 号」(70 歳以上)を理由とする辞退申出者(調査票段階)の割合の推移を見ると、図表 3-31 のとおり、年によって増減は見られるものの、平成 21 年から平成 27 年にかけて、増加傾向にあることが分かる。

図表 3-31 名簿記載者に占める 70 歳以上を理由とする辞退申出者(調査票段階)の割合の推移(%)

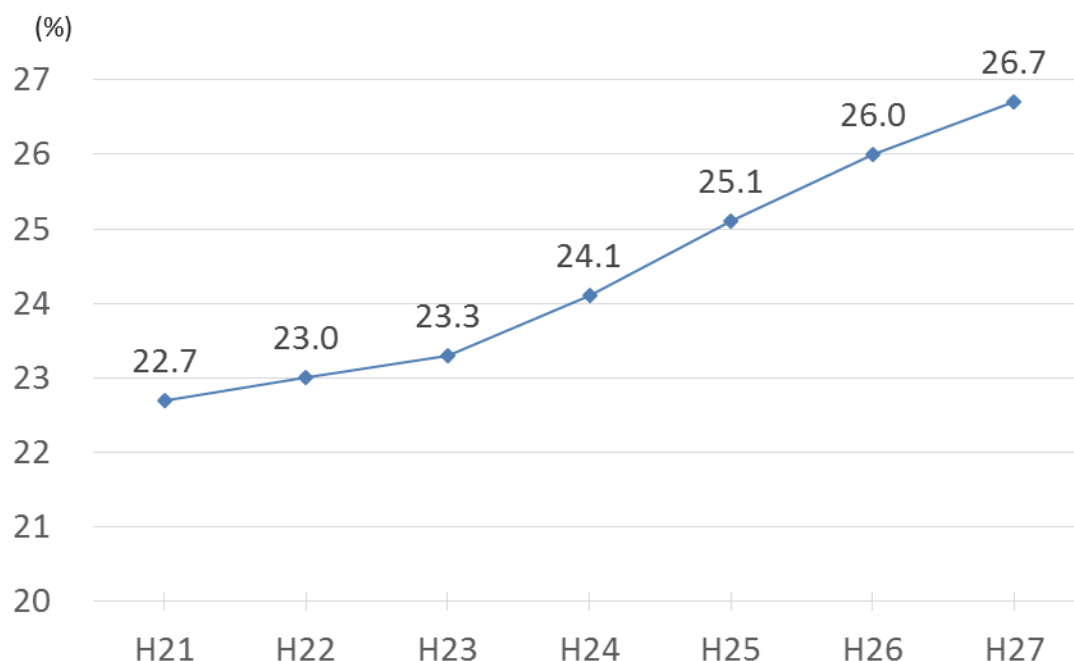


(3) マクロ指標データの分析

ここでは、マクロ指標データのうち、前記2(2)イで留保した「老年人口」・「生産年齢人口」について分析を加える。図表3-32～図表3-34のとおり、年々、老年人口が増加するとともに生産年齢人口が減少する傾向にある。そして、図表3-35のとおり、老年人口の推移と辞退率とは正の相関を示し、生産年齢人口と辞退率とは負の相関を示しており、このことは、老年人口の増加、生産年齢人口の減少により名簿記載者に占める70歳以上の者の割合が増加し、その結果、70歳以上を理由とする辞退者が増加して辞退率の上昇に寄与していることの裏付けとなる。

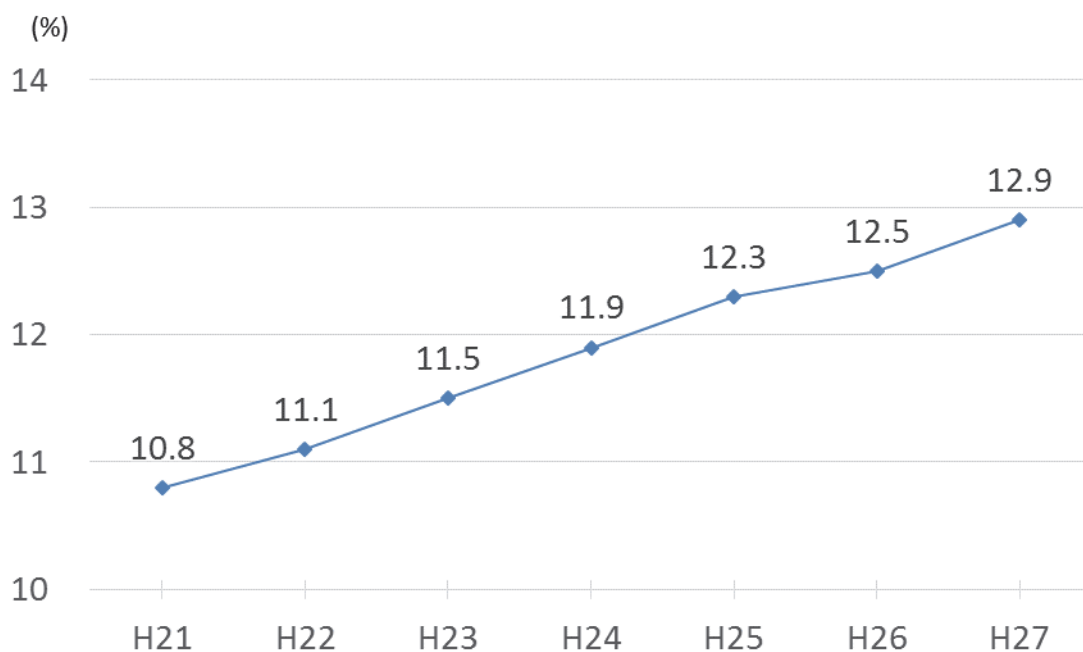
なお、「老年人口」・「生産年齢人口」の推移は、出席率とも強い相関を示しているところであるが(図表3-35)、70歳以上であることは定型的辞退事由となっており、該当者は、辞退の意思を表示しさえすれば直ちに辞退が認められることとなり、「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由に辞退を申し出る人は選任手続期日までに辞退を認められることが多いため、高齢化の進展が出席率に影響を与えているとの評価は難しいと思われる。

図表3-32 老年人口の推移(%, 65歳以上)



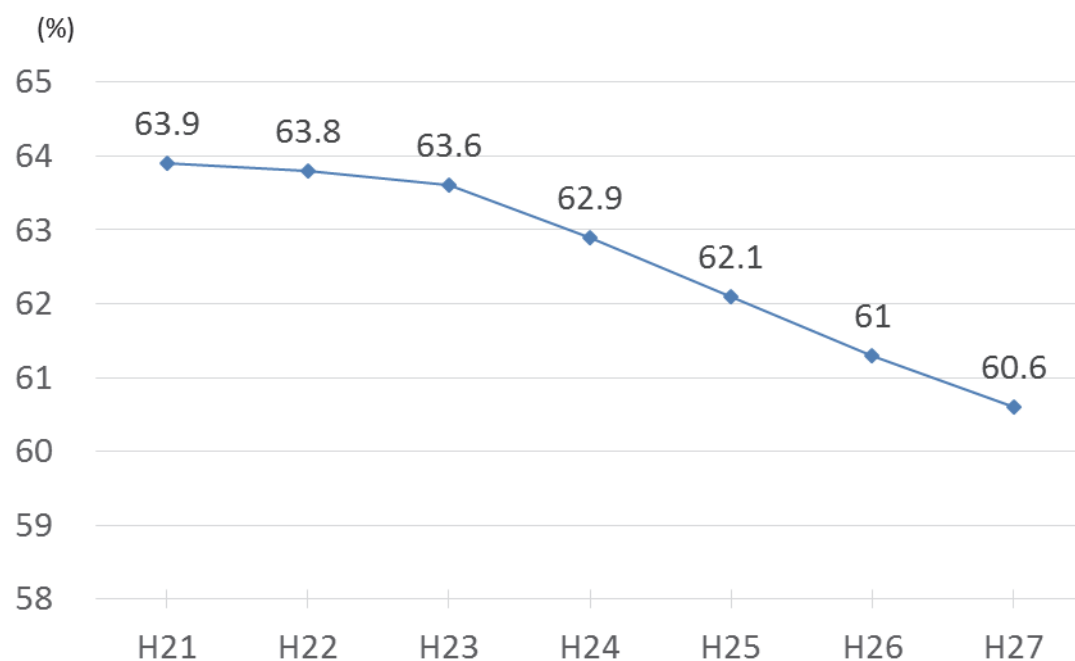
出典：総務省統計局「人口推計」

図表 3 - 3 3 老年人口の推移（％，65歳以上のうち75歳以上）



出典：総務省統計局「人口推計」

図表 3 - 3 4 生産年齢人口の推移（％，15～64歳）



出典：総務省統計局「人口推計」

図表 3 - 3 5 マクロ指標データと辞退率・出席率との相関分析 (図表 3 - 1 8 再掲)

		辞退率	出席率
完全失業率 (%)	Pearson の相関係数	-.978**	.976**
出生率 (人口千対)	Pearson の相関係数	-.974**	.953**
合計特殊出生率	Pearson の相関係数	.883**	-.962**
死亡率 (人口千対)	Pearson の相関係数	.935**	-.944**
自殺者数	Pearson の相関係数	-.961**	.984**
年少人口 (0~14歳)	Pearson の相関係数	-.922**	.989**
生産年齢人口 (15~64歳)	Pearson の相関係数	-.914**	.967**
老年人口 (65歳以上)	Pearson の相関係数	.932**	-.976**
老年人口 (65歳以上のうち、75歳以上)	Pearson の相関係数	.975**	-.990**
雇用者 (役員を除く) 総計 (万人)	Pearson の相関係数	.877**	-.964**
正規の職員・従業員 (万人)	Pearson の相関係数	-.958**	.896**
非正規の職員・従業員 (万人)	Pearson の相関係数	.948**	-.972**
犯罪の認知件数	Pearson の相関係数	-.963**	.997**
年間平均収入 (千円)	Pearson の相関係数	.784*	-.827*
有給休暇 1 人平均付与日数	Pearson の相関係数	.887**	-.830*
(参考) 有給休暇 1 人平均取得日数	Pearson の相関係数	.709	-.638
総実労働時間数 (時間) (5人以上・一般労働者)	Pearson の相関係数	.773*	-.788*
実質賃金指数 (現金給与総額) (5人以上・一般労働者)	Pearson の相関係数	-.732	.820*

**、 1%水準で有意な相関

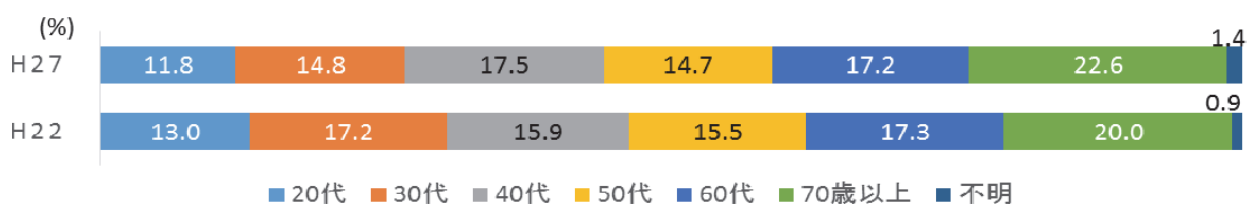
*、 5%水準で有意な相関

出典：巻末資料編参照

(4) 人口構成割合の推移等の分析

裁判員候補者名簿は、選挙人名簿に基づき作成されることから、裁判員候補者名簿の年齢構成は、選挙人名簿の年齢構成、ひいては国勢調査等の統計上の年齢構成をおおむね反映していると考えられる。そこで、国勢調査の年齢構成割合の推移を見ると（図表3-36）、20代以上の中で70歳以上の占める割合は、平成22年には20.0%であったのが、平成27年になると22.6%となっており、約2.6%上昇している。そうすると、裁判員候補者名簿に占める70歳以上の者の割合も同程度上昇しているものと考えられる。また、選任手続期日に出席した裁判員候補者の年代別の構成割合を見ると（図表3-37）、定型的辞退が認められている70歳以上の参加者も、割合としては少ないが、上昇傾向にあり、このことから、裁判員候補者名簿に占める70歳以上の者の割合が上昇していることがうかがえる。以上によれば、高齢化の進展が辞退率上昇に寄与しているとの仮説が裏付けられている結果となった。

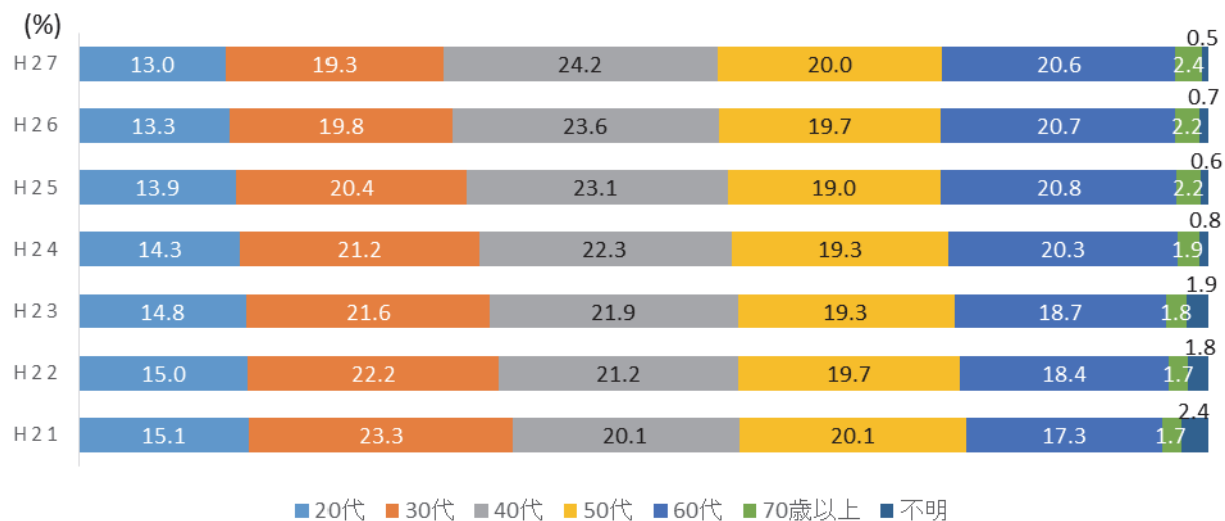
図表3-36 国勢調査（20代以上の年代別）（%）



（注） 図表3-36「国勢調査（20代以上の年代別）」の作成方法

国勢調査（全人口）から「0～19歳」に該当する数値を除き、20代以上の数値の合計が100%になるようにして、帯グラフを作成した。

図表3-37 選任手続期日に出席した裁判員候補者の属性（年代別）（%）



4 裁判員裁判に対する国民の関心の低下

国民の関心の低下の仮説については、統計資料等による分析が難しいことから、今回実施したアンケート調査結果の分析が中心となる。

(1) 裁判員裁判に対する関心の有無，変化に関する質問の分析

まず、裁判員裁判に対する関心の有無についての質問【問21】について見ると（図表3-38）、最も多い回答は「どちらともいえない」であったが、「(やや) 関心がある」と回答した割合よりも「(あまり) 関心はない」と回答した割合の方が多かった。

図表3-38 裁判員裁判に対する関心の有無

【問21】あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
関心がある	468	9.4
やや関心がある	981	19.6
どちらともいえない	1,268	25.4
あまり関心はない	1,104	22.1
関心はない	1,179	23.6

次に、裁判員裁判に対する関心の変化に関する質問【問22】を見ると（図表3-39）、最も多い回答は「どちらともいえない」であったが、「関心が(やや) 高まっている」と回答した割合よりも「関心が(やや) 低下している」と回答した割合の方がやや多かった。

図表3-39 裁判員裁判に対する関心の変化

【問22】5年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
関心が高まっている	172	3.4
関心がやや高まっている	502	10.0
どちらともいえない	2,580	51.6
関心がやや低下している	921	18.4
関心が低下している	825	16.5

(2) 裁判員裁判に対する関心の有無，変化と裁判員裁判への参加意欲・参加可能性との関係の分析

続いて，裁判員裁判に対する関心の有無，変化と裁判員裁判への参加意欲・参加可能性との関係を見るため，裁判員裁判に対する関心の有無【問 2 1】及び変化【問 2 2】に関する質問に対する回答と裁判員裁判への参加意欲【問 4】及び参加可能性【問 6】に関する質問に対する回答とのクロス集計を用いて分析を行った。その結果，図表 3-40～図表 3-43 のとおり，裁判員裁判に対する関心の有無，変化と裁判員裁判への参加意欲・参加可能性には相関が認められた。

もっとも，裁判員制度の運用に関する意識調査によると，関心の低下がうかがえるものの，参加意欲には目立った変化はないとの結果となっている（15 ページ）。このように，2つの調査結果が異なっているため，慎重な評価を要する。

図表 3-40 裁判員裁判に対する関心の有無と裁判員裁判への参加意欲

【問 4】 個人の気持ちとして、裁判員裁判に参加したいと思いますか。(横軸)

【問 2 1】 あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。(縦軸)

	全体 (n)	参加した い	参加して もよい	どちらと もいえな い	あまり参 加したく ない	参加した くない
全 体	5,000	8.0%	16.4%	17.9%	22.7%	34.9%
関心がある	468	64.1%	26.3%	4.1%	0.9%	4.7%
やや関心がある	981	7.2%	47.1%	24.2%	14.8%	6.7%
どちらともいえない	1,268	1.8%	14.4%	35.0%	26.6%	22.2%
あまり関心はない	1,104	0.2%	4.3%	14.4%	43.4%	37.8%
関心はない	1,179	0.4%	0.5%	3.2%	14.5%	81.3%

凡例  : 行 (横方向) の最大値  : 行 (横方向) で 2 番目に大きい値

図表 3-41 裁判員裁判に対する関心の変化と裁判員裁判への参加意欲

【問 4】 個人の気持ちとして、裁判員裁判に参加したいと思いますか。(横軸)

【問 2 2】 5年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。(縦軸)

	全体 (n)	参加した い	参加して もよい	どちらと もいえな い	あまり参 加したく ない	参加した くない
全 体	5,000	8.0%	16.4%	17.9%	22.7%	34.9%
関心が高まっている	172	66.3%	22.1%	4.7%	2.3%	4.7%
関心がやや高まっている	502	24.1%	41.0%	19.5%	9.4%	6.0%
どちらともいえない	2,580	4.7%	16.9%	22.7%	23.4%	32.2%
関心がやや低下している	921	3.5%	12.9%	17.3%	37.9%	28.4%
関心が低下している	825	1.5%	2.5%	5.7%	15.9%	74.4%

凡例  : 行 (横方向) の最大値  : 行 (横方向) で 2 番目に大きい値

図表 3-42 裁判員裁判に対する関心の有無と裁判員裁判への参加可能性

【問6】 実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。（横軸）

【問21】 あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。（縦軸）

	全体 (n)	参加する	参加できる可能性が高い	どちらともいえない	参加できない可能性が高い	参加できない
全体	5,000	12.6%	22.1%	29.4%	17.0%	18.8%
関心がある	468	68.8%	21.6%	5.6%	1.7%	2.4%
やや関心がある	981	17.2%	48.2%	23.5%	8.5%	2.5%
どちらともいえない	1,268	5.6%	25.1%	42.4%	16.8%	10.1%
あまり関心はない	1,104	3.5%	15.7%	38.9%	28.4%	13.4%
関心はない	1,179	2.6%	3.6%	20.9%	19.8%	53.2%

凡例  : 行（横方向）の最大値  : 行（横方向）で2番目に大きい値

図表 3-43 裁判員裁判に対する関心の変化と裁判員裁判への参加可能性

【問6】 実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。（横軸）

【問22】 5年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。（縦軸）

	全体 (n)	参加する	参加できる可能性が高い	どちらともいえない	参加できない可能性が高い	参加できない
全体	5,000	12.6%	22.1%	29.4%	17.0%	18.8%
関心が高まっている	172	76.2%	16.9%	2.9%	1.2%	2.9%
関心がやや高まっている	502	31.5%	44.0%	17.3%	5.8%	1.4%
どちらともいえない	2,580	9.7%	22.3%	34.6%	16.6%	16.8%
関心がやや低下している	921	6.4%	23.7%	35.2%	24.9%	9.9%
関心が低下している	825	4.2%	7.6%	19.6%	19.8%	48.7%

凡例  : 行（横方向）の最大値  : 行（横方向）で2番目に大きい値

(3) 各層における関心の有無，変化に関する質問の分析

さらに，各層における裁判員裁判に対する関心の有無，変化の違いを分析するため，裁判員裁判に対する関心の有無【問 2 1】及び変化【問 2 2】に関する質問に対する回答を性別・年代別・職業別にクロス集計した（図表 3-44 及び図表 3-45）。

その結果，性別については，男性の方が「(やや) 関心がある」，「関心が (やや) 高まっている」との回答割合がやや高い傾向が見られる。この傾向は，実際に選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成が，国勢調査結果と比較して男性がやや多いことと整合的である。

年代別については，大きな違いは見られないが，年齢が若くなるほど「(やや) 関心がある」，「関心が (やや) 高まっている」との回答割合が若干増加する傾向が見られる。

職業別についても，大きな違いは見られないが，傾向としては，「正規の職員・従業員」，「会社役員」，「通学」については，「(やや) 関心がある」や「関心が (やや) 高まっている」との回答が多く，「労働者派遣事業所の派遣社員」，「パート・アルバイト」，「自営業・自由業」，「家事」，「無職」については，「(あまり) 関心はない」，「関心が (やや) 低下している」との回答が多い傾向が見られた。

図表 3-44 裁判員裁判に対する関心の有無（性別、年代別、職業別）

【問 2 1】あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。

	全体 (n)	関心があ る	やや関心 がある	どちらと もいえな い	あまり関 心はない	関心はな い
性別全体	5,000	9.4%	19.6%	25.4%	22.1%	23.6%
男性	2,499	12.2%	20.3%	23.9%	21.0%	22.6%
女性	2,501	6.5%	18.9%	26.8%	23.2%	24.6%
年代別全体	5,000	9.4%	19.6%	25.4%	22.1%	23.6%
20～29歳	775	12.1%	22.3%	24.6%	19.1%	21.8%
30～39歳	977	11.6%	19.5%	27.0%	20.8%	21.1%
40～49歳	1,151	8.6%	18.2%	25.2%	20.3%	27.7%
50～59歳	965	8.1%	20.6%	25.5%	21.8%	24.0%
60～69歳	1,132	7.4%	18.5%	24.5%	27.3%	22.3%
職業別全体	5,000	9.4%	19.6%	25.4%	22.1%	23.6%
正規の職員・従業員	1,989	11.7%	22.2%	24.1%	20.1%	21.9%
労働者派遣事業所の 派遣社員	102	12.7%	17.6%	24.5%	21.6%	23.5%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社 員を含む。)	924	6.1%	17.1%	27.3%	24.5%	25.1%
会社役員	118	16.1%	19.5%	24.6%	18.6%	21.2%
自営業・自由業	435	8.7%	17.7%	27.1%	17.5%	29.0%
家事	718	5.3%	18.5%	27.9%	23.0%	25.3%
通学	102	20.6%	22.5%	22.5%	19.6%	14.7%
無職	569	7.7%	17.2%	23.0%	28.6%	23.4%
その他	43	14.0%	20.9%	25.6%	23.3%	16.3%

凡例 : 行（横方向）の最大値 : 行（横方向）で2番目に大きい値

図表 3-45 裁判員裁判に対する関心の変化（性別、年代別、職業別）

【問 2 2】 5 年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。

	全体 (n)	関心が高 まっている	関心がや や高まっ ている	どちらと もいえな い	関心がや や低下し ている	関心が低 下してい る
性別全体	5,000	3.4%	10.0%	51.6%	18.4%	16.5%
男性	2,499	4.9%	10.9%	51.3%	16.5%	16.4%
女性	2,501	2.0%	9.2%	51.9%	20.3%	16.6%
年代別全体	5,000	3.4%	10.0%	51.6%	18.4%	16.5%
20～29歳	775	5.9%	13.8%	50.8%	16.9%	12.5%
30～39歳	977	4.2%	11.6%	52.8%	17.0%	14.4%
40～49歳	1,151	3.0%	8.8%	54.0%	16.1%	18.1%
50～59歳	965	2.7%	9.0%	52.1%	18.3%	17.8%
60～69歳	1,132	2.1%	8.3%	48.1%	23.1%	18.3%
職業別全体	5,000	3.4%	10.0%	51.6%	18.4%	16.5%
正規の職員・従業員	1,989	4.3%	11.8%	52.4%	16.4%	15.1%
労働者派遣事業所の 派遣社員	102	1.0%	8.8%	60.8%	9.8%	19.6%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社 員を含む。)	924	2.4%	7.7%	53.8%	18.1%	18.1%
会社役員	118	7.6%	12.7%	50.0%	16.1%	13.6%
自営業・自由業	435	3.7%	9.7%	47.8%	16.3%	22.5%
家事	718	1.8%	9.7%	50.7%	22.8%	14.9%
通学	102	7.8%	15.7%	43.1%	21.6%	11.8%
無職	569	2.6%	7.4%	48.7%	23.4%	17.9%
その他	43	4.7%	7.0%	62.8%	18.6%	7.0%

凡例 : 行（横方向）の最大値 : 行（横方向）で2番目に大きい値

(4) 裁判員裁判に対する関心の変化の理由

裁判員裁判に対する関心が「(やや)高まっている」と回答した理由を尋ねる質問【問23】では、具体的な理由についての回答の中で、最も割合が多かったのは、「新聞・テレビなどの報道を見た」との回答であり、その次に多かったのは、「自分の周囲で裁判員裁判に関わったという人の話を聞いた」との回答である(図表3-46)。

また、裁判員裁判に対する関心が「(やや)低下している」と回答した理由を尋ねる質問【問24】では、具体的な理由についての回答の中で、最も割合が多かったのは、「自分の周囲で裁判員裁判に関わったという声を聞かない」という回答であり、その次に多かったのは、「新聞・テレビなどの報道が減った」との回答である(図表3-47)。これらの結果は、裁判員裁判に関する報道の影響が強いことを示すとともに、裁判員経験者の声を聞いたことの有無が、裁判員裁判に対する関心を変化させる要素になり得ることをうかがわせるものといえる。

図表 3-46 裁判員裁判に対する関心が高まっている理由

(問 22 で「関心が高まっている」又は「関心がやや高まっている」と回答した人への質問)

【問 23】関心が高まっている(やや高まっている)と回答した理由をすべてお答えください。(M. A.)

	n	%
全 体	674	117.5
新聞・テレビなどの報道で見た	478	70.9
自分の周囲で裁判員裁判に関わったという人の話を聞いた	98	14.5
学校の授業で習った	42	6.2
裁判所の行事(説明会, 裁判傍聴)に参加した	40	5.9
特に理由はない	99	14.7
その他	36	5.3

図表 3-47 裁判員裁判に対する関心が低下している理由

(問 22 で「関心がやや低下している」又は「関心が低下している」と回答した人への質問)

【問 24】関心が低下している(やや低下している)と回答した理由をすべてお答えください。(M. A.)

	n	%
全 体	1,746	147.1
制度開始から7年以上が経過して, 珍しいことではなくなった	447	25.6
新聞・テレビなどの報道が減った	744	42.6
自分の周囲で裁判員裁判に関わったという声を聞かない	936	53.6
特に理由はない	364	20.8
その他	78	4.5

5 名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇

年間名簿使用率と辞退率・出席率との相関関係を分析した。なお、裁判員制度が開始された年である平成21年は、1月から7月までの間は裁判員裁判が実施されておらず、年間を通じた名簿使用率が著しく低くなっているため、平成22年以降のデータを基礎に分析した（図表3-48）。

- (1) 辞退率については、弱い正の相関が認められた（相関係数 0.393）。
- (2) 出席率については、弱い負の相関が認められた（相関係数 -0.392）。

図表3-48 年間名簿使用率と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
名簿使用率	Pearson の相関係数	.393**	-.392**
	有意確率	.000	.000
	度数	8302	8302

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない